

現場説明書

佐賀県 療育支援センター

(A) 工事概要及び一般事項

1. 工事概要

- ①工 事 名 療育支援センター建具等改修工事
- ②工事場所 佐賀市大和町大字尼寺 1231-1
- ③工事期間 実工期 90 日間
- ④工事内容 (別添 設計図面による)

2. 設計図書の優先順位

設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。

- ①質疑回答書
- ②現場説明書
- ③設計図面
- ④標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

3. 契約事務上の注意事項

- ①工事請負契約書は佐賀県建設工事請負契約約款を使用することとし、その他の契約事務については佐賀県財務規則による。
- ②不慮の事故に備えて火災保険等に参加すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後 14 日間の予備期間を設けること。
- ③「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険 (法定外の労災保険) に加入すること。

(B) 現場及び技術に関する説明事項

1. 工事着工前の確認

既存施設内で増築・改修工事をする場合は、仮設計画書、施工計画書等を作成し施工上必要な「工事用地等」について施設管理者と協議すること。

また、既存の設備、地下埋設物については十分な予備調査を行って施工すること。

2. 工程管理

工事の着手に当たっては、施設側と調整の上、実施工程表を作成し監督員に提出すること。

また、工事期間中はこの工程表に従い工事の円滑な進捗に努めること。

3. 施工体制台帳

施工体制台帳及び施工体系図については、下請契約の請負代金額に関わらず、次のとおりとする。

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定

の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。

- ・各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ・受注者は施工体系図を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。
- ・受注者は、施工体制台帳及び施工体系図等に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

※施工体制台帳及び施工体系図等の詳細は、『土木工事施工管理の手引き（佐賀県）』を参照すること。

4. 施工中の安全確保、環境保全等

施工中の安全確保及び環境保全並びに災害・公害の防止については「建築・電気・機械各標準仕様書」によるほか、次の指針・要綱によること。

- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・建設副産物適正処理推進要綱

事件・事故発生時には直ちに監督員に連絡すること。

5. 使用人等の管理

受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む）の適正な労働条件を確保し、適時、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。

また、使用人等の管理に当たっては、施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成・保管することとし、その写しを提出すること。

6. 工事監理者

この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託しない。

7. 工期変更等の場合の前金保証会社への通知

前払金保証約款第7条の2「工期を変更する場合等における措置」の保証会社への通知は、受注者で行うこと。

(C) 指導事項

1. 建設工事の適正な施工の確保について

本工事の施工に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設産業における生産システム合理化指針」等に基づく建設関連指導事項を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努め、建設関連法等に抵触する行為は行わないこと。

2. 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図り、建設需要に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るため、労働者災害補償保険制度、建設業退職金共済制度、労働災害補償共済制度等に関して、土木工事等共通仕様書（佐賀県）第1章第48節の規定を遵守すること。

また、建設業退職金共済制度に係る共済証紙の購入については、共済制度の対象となる労

働者（対象工事の受注者の下請業者が当該労働者を使用する場合を含む）の当該工事に係る就労予定日数を把握し、必要枚数を購入後、「発注者用掛金収納書」を発注者へ提出すること。

3. 下請負人等の選定

下請業者、資材調達、工事に係る技術者等の選定については、「佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2」によること。

また、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため県内で産出、生産又は製造されたものを積極的に使用するよう努めること。

4. 工사용資機材等の搬送に関する関連法の遵守等

道路交通法及び関係法令に抵触する搬送車両並びに交通安全の配慮に欠ける業者は排除すること。

また、電波法により、不法無線局を設置した車両を工事現場に出入りさせないこと。

5. 産業廃棄物税の取扱いについて

本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に事務処理を行うこと。

なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては、課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。

6. 環境への負荷の少ない物品等の使用について

『佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針』による特定調達物品等を使用する場合は、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること

なお、その「判断の基準」に対応することができない場合は、監督員と協議すること。

7. 建設副産物の取扱い

建設副産物の取扱いについては、『建設副産物適正処理推進要綱』によることを原則とするほか、『建設副産物の取扱い方針（佐賀県）』に従い、適切に処理すること。

(D) その他特記事項

○敷地内外における工사용及び作業員の車輛の通行については、交通安全に十分配慮し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

○振動、騒音を伴う工事については、その防止対策を講じると共に、作業日時は次のとおりとすること。

・土曜日、日曜日及び国民の祝日には原則として作業は行わない。

・作業時間については、関係者と十分な協議を行う等の措置を講じ、かつ関係法規等に抵触することのない様十分配慮し、設定する。

○粉塵等が発生する工事については、事前に施設管理者と十分協議し、実施すること。

○解体・撤去時の養生に十分注意すること。また、構築物や通路（道路）等を損傷・汚染させた場合は、受注者の責任において速やかに原形に復すること。